



発行日 令和5年2月1日

発行所 公益社団法人
大田原市シルバー人材センター

事務所 大田原市新富町3丁目8番10号
TEL (0287) 23-1255

編集 会報編集委員会

ホームページ
<https://www.ohtawarasc.or.jp/>



鶯谷公園にて落ち葉さらいの様子です。

新年のごあいさつ

公益社団法人大田原市シルバー人材センター

理事長 佐藤 芳昭



会員の皆様、市民の皆様明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本年は干支では「癸」、十二支では「卯」で、「癸卯(みずのと・う)」の年です。「癸」は元々「揆(はかる)」という文字の一部であることから「種子が計ることができるほどの大きさになり、春の間近でつぼみが花開く直前である」という意味だそうです。

一方「卯」は元々「茂」という字が由来といわれ「春の訪れを感じる」という意味、また、「卯」という字の形が「門が開いている様子」を連想させることから「冬の門が開き、飛び出る」という意味があるそうです。この2つの組み合わせである「癸卯」には、「これまでの努力が花開き、実り始めること」といった縁起の良さを表しているといえそうです。

新型コロナウイルスの蔓延により日常生活が大きな制約を受け、予防接種やマスク着用、消毒、換気等我慢を強いられてきました。しかしながら昨年末より第八波に見舞われながらも少しずつ平常時の行動様式、生活様式に戻ろうという流れになってきています。今年こそは出口が見える年になってくれることを願って止みません。

また、今年は会員の皆様や発注者の方々にも大きな影響が出かねない消費税のインボイス制度が開始されます。その影響を最小限に抑え、シルバー人材センターの原点である「生きがい就労」を維持すべく役職員一同知恵を絞って運営努力をまいりますので、皆様のなご一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。



フレイルを

ご存知、 ですか!?!

人は年を取ると段々と体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気にならないまでも手助けや介護が必要となってきます。このように心と体の動きが弱くなってきた状態を**フレイル**(虚弱)と呼びます。大事なことは、早めに気づいて適切な取り組みを行うことです。そうすれば、**フレイル**の進行を防ぎ、健康な状態に戻ることができます。

こんな傾向は、**フレイル** かもしれません!



フレイル予防の 3つのポイント

1

社会参加

趣味活動、ボランティア、就労、
地域デビュー

お出かけの頻度や時間を増やしましょう!
家族以外ともおしゃべりしましょう!

シルバー人材センターの会員
として働くことはフレイル予
防の効果があります。
是非入会して一緒に働いてみ
ませんか?

2

栄養

食・口腔機能

タンパク質(肉・魚・卵・大豆製品など)と
水分をしっかりとりましょう!
バランスよく食べましょう!
嚥む力維持のために、
定期的に歯科受診しましょう!

3

身体活動

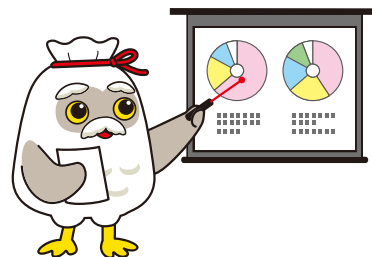
運動、社会活動

ウォーキング・ストレッチ等しましょう!
ちょっと頑張って筋トレをしましょう!

就業希望調査説明会が開催されました!!



就業希望調査説明会



令和4年11月9日(水)から12月9日(金)まで延べ8日間、本部会議室及び黒羽川西地区公民館多目的ホールにおいて、センターでの働き方や規則などを含め令和5年度の実業希望調査説明会を開催し、191名の方が出席されました。

令和4年の配分金等に係わる確定申告について

市役所申告期間 令和5年 2月15日(水)から 3月15日(水)まで
税務署申告期間 令和5年 2月16日(木)から 3月15日(水)まで

シルバー人材センターで就業された会員の皆さんに支払われる「配分金」は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、確定申告又は市県民税の申告をする必要があります。所得税が課税されない場合でも、市県民税の申告は必要になりますので、センターで発行した配分金支払証明及び配分金を受け取った通帳を申告会場に必ず持参して下さい。

又、派遣や職業紹介で就業された方は、「賃金」として支払われ、「給与所得」に該当しますので、源泉徴収票もあわせて持参して下さい。

※配分金支払証明書や源泉徴収票は1月下旬に郵送しますので、申告期間まで大切に保管して下さい。

事例Ⅰ (収入が配分金のみの場合)

{配分金額－特別控除額(55万円)－基礎控除額(48万円)－その他の所得控除額} × 所得税率 = 所得税額
 ※収入が配分金のみの場合、上記のとおり特別控除額と基礎控除額の合計額103万円までは、申告を行えば所得税が課税されません。

事例Ⅱ (配分金のほか公的年金等の収入がある場合)

{[配分金額－特別控除額(55万円)] + [公的年金等の収入金額－公的年金等控除額]－基礎控除額(48万円)－その他の所得控除額} × 所得税率 = 所得税額

注1 事例Ⅰ及び事例Ⅱにおいて配分金額が55万円以下の場合の特別控除額は、当該配分金相当額となります。

注2 確定申告の対象となる配分金は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に支払いを受けた配分金となります。

注3 詳細については、大田原税務署 (☎22-3115) 又は大田原市税務課市民税係 (☎23-8725) へお問い合わせ下さい。

会員の登録更新は 2月28日(火) までに

会員登録有効期間は1年となっておりますので、継続する場合は更新手続きが必要です。1月下旬に各会員に送付します。

会員現況調査票等の書類に必要事項を記入のうえ、年会費2,000円を添えて期日までにセンターへ提出して下さい。

期日までに更新手続きをされませんと4月からの就業ができなくなります。

なお、退会される場合も、その旨を記入して提出して下さい。



一緒に働いてみませんか!! 会員募集中

入会説明会を
開催しています

シルバー人材センターでは、一緒に働く会員を募集しています。入会資格は、市内に居住している概ね60歳以上の健康で働く意欲のある方であれば会員になれます。年会費2,000円が必要です。

入会希望の方に毎月第1水曜日午前9時から入会説明会を開催しています。説明会に参加する場合は予約が必要ですので、シルバー人材センター事務局までお電話下さい。 ☎(23)1255



作業風景!!



草取り



植木刈込み



農作業(人参の収穫)



屋内清掃



太子祭の旗立て



受付管理業務(県北体育館)

公益社団法人 大田原市シルバー人材センター



〔本部〕 〒324-0055 大田原市新富町3丁目8番10号
TEL 0287-23-1255 FAX 0287-23-1408

〔黒羽支部〕 〒324-0233 大田原市黒羽田町401(シニアプラザ清流荘内)
TEL 0287-54-0186 FAX 0287-54-0182